

第 16 回 表現の自由 (1)

1. 表現の自由の価値・射程

- ・ 表現の自由は、個人が表現活動を通じて自己の人格を發展させるという個人的な価値と、国民が表現活動により政治的意思決定に関与することを通じて民主政治の維持・形成に役立つという社会的な価値という 2 つの側面を有する。
- ・ 表現の自由は、本来、思想内容を出表する自由権であったが、情報化が進んだ今日においては、広く一切の情報の流過程を保障する包括的基本権であるとされる。
- ・ 表現の自由を受け手の側から再構成し、それを知る権利として捉え、これも 21 条によって保障されていると考えられるようになっている。
- ・ 情報の受け手である国民が、情報の送り手であるマス・メディアに対して、自己の意見の発表の場を提供することを要求する権利を認めるか否かについては争いがある。

○ サンケイ新聞事件最高裁判決 (最判昭和 62 年 4 月 24 日民集 41 卷 3 号 490 頁)

1973 (昭和 48) 年 12 月 2 日、Y (株式会社産業経済新聞社) は、同社が発行する昭和 48 年 12 月 2 日付けのサンケイ新聞に、「前略 日本共産党殿 はっきりさせてください」という見出しの A (自由民主党) の意見広告を掲載した。その意見広告の内容は、X (日本共産党) の綱領と X の構想する「民主連合政府」にかかる提案における国会、自衛隊、日米安保条約、企業の国有化及び天皇の各項目をそれぞれ要約して比較対照させ、その間に矛盾があることを指摘し、歪んだ福笑いをかたどったイラストを添えたものであった。これに対して、X は、同一スペースの反論意見広告を無料で掲載することを Y に要求したが、Y は有料を主張して争い、交渉が決裂した。X は、名誉毀損に基づくほか、反駁権・反論権の存在を主張して反論意見広告無料掲載請求権の発生を根拠づけ、かかる反駁権・反論権は日本国憲法 21 条に由来し、人格権や条理に根拠するものであると主張した。

最高裁判所は、反論文掲載請求権を容易に認めることは、公的事項に関する批判的記事を掲載することを躊躇させ、表現の自由を間接的に侵害するおそれがあるので、具体的立法がない限り認めることはできないと判示し、X による上告を棄却した (X の請求を棄却した)。

2. 表現の自由の内容

- ・ 報道とは、単に事実を伝達するだけであり、特定の思想を表明するものではないが、報道の自由は 21 条で保障されるものであると解されている (博多駅テレビフィルム提出命令事件最高裁決定 (最大決昭和 44 年 11 月 26 日刑集 23 卷 11 号 1490 頁))。
- ・ 報道の自由に取材の自由が含まれるか否かについては、争いがある。最高裁判所は、取材の自由は 21 条の精神に照らし十分尊重するに値すると述べるとどまり、取材の自由に報道の自由と同じ法的保障を与えなかった (博多駅テレビフィルム提出命令事件最高裁決定)。

○ 博多駅テレビフィルム提出命令事件最高裁決定 (最大決昭和 44 年 11 月 26 日刑集 23 卷 11 号 1490 頁)

1968 (昭和 43) 年 1 月、米原子力空母エンタープライズ佐世保寄港阻止闘争に参加しようとしていた学生に対して、暴動を防止し鎮圧するため、機動隊が、博多駅構内から排除し、改札口の外で検問と持物検査を行った。この警備活動をめぐる裁判の過程で、証拠として、事件当日のニュースフィルムが必要となったため、福岡地方裁判所は、NHK と民放各社に対して、フィルムの任意提出を求めた。しかし、NHK と民放各社はこれを拒否したため、福岡地方裁判所は、刑事訴訟法 99 条 2 項に基づきフィルムの提出を命じた (福岡地決昭和 44 年 8 月 28 日刑集 23 卷 11 号 1513 頁)。これに対して、NHK と民放各社は、報道の自由を侵害するものであり、また、フィルム提出の必要性が稀薄であるとして、福岡高等裁判所に一般抗告を行ったものの、棄却されたため (福岡高決昭和 44 年 11 月 26 日高刑集 22 卷 4 号 616 頁)、最高裁判所に特別抗告をした。

最高裁判所は、公正な裁判の要請に基づく提出命令の必要性と、取材の自由が妨げられる程度や報道の自由に及ぼす影響の度合いなどの事情を比較衡量して、提出命令を合憲と判示した。その前提として、「報道機関の報道は、民主主義社会において、国民が国政に関与するにつき、重要な判断の資料を提供し、国民の「知る権利」に奉仕するものである。したがって、思想の表明

の自由とならんで、事実の報道の自由は、表現の自由を規定した憲法二一条の保障のもとにあることはいまでもない。また、このような報道機関の報道が正しい内容をもつためには、報道の自由とともに、報道のための取材の自由も、憲法二一条の精神に照らし、十分尊重に値するものといわなければならない」と述べられている。

○ 石井記者事件（最大判昭和 27 年 8 月 6 日刑集 6 卷 8 号 974 頁）

逮捕状の発付に関する情報が事前に漏れ朝日新聞に掲載されたところ、情報の漏洩者の捜査に関してその記事に関与した記者が、裁判所に召喚されたが、出廷と証言を拒否したため起訴された。

最高裁判所は、新聞記者に取材源につき証言拒否権を認めるか否かは立法政策上考慮の余地のある問題であるが、「わが現行刑法は新聞記者を証言拒絶権あるものとして列挙していないのであるから」、刑事訴訟法 149 条を新聞記者に類推適用できないとし、さらに、憲法 21 条は、「新聞記者に特種の保障を与えたものではなく」、「公の福祉のため最も重大な司法権の公正な発動につき必要欠くべからざる証言の義務をも犠牲にして、証言拒絶の権利までも保障したものとは到底解することができない」と判示した。

○ 囑託証人尋問証言拒否事件（最決平成 18 年 10 月 3 日民集 60 卷 8 号 2647 頁）

NHK のニュースで、ある会社が所得隠しを行い日本の国税当局から追徴課税を受け、また、所得隠しに係る利益がアメリカの関連会社に送金され、同社の役員により流用されたとして、アメリカの国税当局も追徴課税を行ったなどの報道がなされた。翌日、アメリカでも同様の報道がなされた。これによって、株価の下落、配当の減少等の損害を受けたと主張するアメリカの関連会社は、報道の原因はアメリカの国税当局の職員が無権限でしかも極秘の情報を日本の税務官に対し開示したことにあるとして、アメリカ合衆国に対して損害賠償を請求した。この訴訟のディスカバリー手続の中で、司法共助の取決めに基づき日本の裁判所に NHK の記者に対する証人尋問が囑託された。

記者は、民事訴訟法 197 条 1 項 3 号の「職業の秘密」を根拠に取材源に関する証言を拒否したのに対して、最高裁判所は、次のように判示した。「「職業の秘密」とは、その事項が公開されると、当該職業に深刻な影響を与え以後その遂行が困難になるものをいうと解される……。もっとも、ある秘密が上記の意味での職業の秘密に当たる場合においても、そのことから直ちに証言拒絶が認められるものではなく、そのうち保護に値する秘密についてのみ証言拒絶が認められると解すべきである。そして、保護に値する秘密であるかどうかは、秘密の公表によって生ずる不利益と証言の拒絶によって犠牲になる真実発見及び裁判の公正との比較衡量により決するべきである」。 (本件の場合、保護に値する秘密に該当すると判示した。)

Quiz

Q16 表現の自由に関する次の記述のうち、妥当なのはどれか。

1. 報道機関の報道は、民主主義社会において、国民が国政に関与するにつき、重要な判断の資料を提供し、国民の知る権利に奉仕するものであり、十分尊重に値するが、事実の報道の自由は表現の自由を規定した憲法第 21 条第 1 項の保障の下にあるとまではいえないとするのが判例である。
2. 各人が自由に様々な意見、知識、情報に接し、これを摂取する機会を持つことは、個人として自己の思想及び人格を形成、発展させ、社会生活の中にこれを反映させていく上において欠くことのできないものであり、民主主義社会における思想及び情報の自由な伝達、交流の確保という基本的原理を真に実効あるものたらしめるためにも必要であって、このような情報等に接し、これを摂取する自由は、憲法第 21 条第 1 項の趣旨、目的から、その派生原理として当然に導かれるとするのが判例である。
3. 公立図書館は、住民にとって情報の提供を受けるための公的な場であるとともに閲覧に供された図書の著作者にとって思想、意見等を公衆に伝達するための公的な場でもあるが、当該著作者が享受する利益は、当該図書館がたまたまその書籍を購入して閲覧に供することとしたことにより反射的に生じた事実上の利益にすぎないから、公立図書館の図書館員が閲覧に供されている図書を独断的な評価や個人的な好みで廃棄したとしても、当該著作者の権利利益が侵害されるとはいえないとするのが判例である。
4. 憲法第 21 条第 1 項は、国又は地方公共団体に対して個人の表現の自由を保障することを目的としたものであるが、私人間において、当事者の一方が情報の収集、管理、処理につき強い影響力を持つ者である場合には、反対の意見を持つ他方の当事者は、同項の規定を類推適用して、自己の意見の発表の場を提供することを求めることができるとするのが判例である。
5. 憲法第 21 条第 1 項には、積極的に政府等の保有する情報の収集を求めることのできる権利としての知る権利が内包されており、何人も、同項の規定に基づき政府等の保有する情報の開示を求めることができる。

(平成 23 年度国家公務員採用 II 種試験)